岡山市高齢者・障害者施設省エネ機器更新緊急支援事業補助金

Ｑ＆Ａ

令和８年９月作成

令和８年１１月追加

１．制度全般について

Ｑ１－１：導入を予定している設備・機器について、他の補助金制度との併用は可能ですか。

Ａ１－１： 併用できません。

補助対象設備・機器が国、県、市等の他の補助金の対象となっている場合は、本補助金の交付を受けることはできません。

交付決定後に重複が判明した場合も、補助金が交付されない場合があります。

Ｑ１－２：１施設につき何回申請できますか。

Ａ１－２： １施設につき１回のみ申請できます。

補助上限額に達していない場合でも、２回目の申請はできません。

Ｑ１－３：複数の設備・機器をまとめて申請できますか。

Ａ１－３： 申請できます。

１回の申請で、複数の設備・機器をまとめて申請することができます。

ただし、設備・機器１台（LED 照明設備の場合は一式）ごとに本体価格が税抜５万円以上であり、申請する設備・機器の補助対象経費の合計額が、次の金額以上である必要があります。

・定員 30 人以上の施設：22.5 万円以上

・定員 30 人未満の施設：15 万円以上

なお、審査の結果、補助対象外経費が含まれていることが判明し、補助対象経費の合計額が上記の金額を下回った場合は、補助金の交付対象となりません。

Ｑ１－４：短期入所生活介護事業所が併設されている特別養護老人ホームですが、申請はどちらかしかできないのでしょうか。

Ａ１－４： それぞれの事業所として申請できます。

ただし、それぞれの事業所に係る経費などが明確に区別されている必要があります。

Ｑ１－５：社会福祉法人と同じグループ内の営利法人は申請できますか。

Ａ１－５： その施設を開設している法人が、要綱に定める法人の種類に該当しない場合は申請できません。（要綱第４条関係）

Ｑ１－６：現在、休止中の施設・事業所は対象となりますか。
Ａ１－６： 対象となりません。
令和８年 10 月１日時点で事業を行っており、申請時点でも事業を継続している必要があります。（要綱第２条関係）

２．申請方法について

Ｑ２－１：調理室や食堂などの共用スペース（施設と短期入所など）の機器・設備は、どちらで申請すればよいでしょうか。
Ａ２－１： どちらで申請しても構いません。
ただし、同じ設備・機器については、どちらか一方で申請してください。

Ｑ２－２：設置工事を複数施設まとめて一括して発注しようと考えています。この場合、申請書に添付する見積書はどのようにすればよいでしょうか。
Ａ２－２： 施設ごとの申請となるため、申請する施設ごとに見積書を作成してください。複数施設分をまとめた見積書ではなく、それぞれの申請に対応した見積書を提出してください。

Ｑ２－３：どのタイミングで契約、発注、購入したらよいのでしょうか。
Ａ２－３： 市から交付決定の通知を受けた後に、契約、発注、購入をしてください。交付決定前に契約、発注、購入等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。

Ｑ２－４：申請は電子申請のみですか。紙での申請は受け付けていますか。
Ａ２－４：電子申請のみとなります。

Ｑ２－５：補助金を申請するための各種提出書類はどこで入手できますか。
Ａ２－５：次の URL の電子申請ポータルサイトからダウンロードすることができます。
（電子申請サイトの URL）
https://f5d44204.viewer.kintoneapp.com/public/okahf-enehojyo-0809-portal
Ｑ２－６：市税の滞納がないことが要件となっていますが、滞納無証明書はいつ提出すればよいのでしょうか。

Ａ２－６： 交付申請時に提出してください。なお、滞納無証明書は、交付申請日から起算して３か月以内に発行されたものに限りますので、取得時期にご注意ください。

Ｑ２－７：申請に添付する写真撮影について注意点はありますか。
Ａ２－７：以下の内容が確認できる写真が必要です。
・機器・設備の型番
・設置場所、設置状況
・写真を撮影した日付

Ｑ２－８：用途の異なる複数の設備・機器を申請したいのですが、設備・機器比較証明書は、それぞれの設備・機器ごとに作成し、提出する必要がありますか。
Ａ２－８： 必要です。
申請する設備・機器（LED 照明設備の場合は一式）ごとに、更新前と比較して５％以上の省エネルギー効果が見込めることを確認する必要があります。

３．対象となる施設・事業について

Ｑ３-１：空床利用型の短期入所は対象となりますか。
Ａ３-１：対象となりません。
空床利用型の短期入所は、本体施設の設備を利用するものであるため、本体施設のみが補助対象となります。

４．対象となる設備・機器について

Ｑ４－１：リースやレンタルの機器は対象となりますか。
Ａ４－１：対象となりません。
すでに購入している機器を新たに省エネ機器に更新した場合のみ対象となります。リースやレンタルで使用していた機器を、新たに省エネ機器として購入する場合も対象となりません。

Ｑ４－２：故障している設備・機器の更新は対象となりますか。
Ａ４－２：対象となりません。
現に故障している、または使用していない設備・機器の更新は、補助対象となりません。

Ｑ４－３：事務所内の設備・機器は対象となりますか。
Ａ４－３：対象となりません。
補助対象となるのは、入所者・利用者へのサービス提供に必要な場所に設置する設備・機器です。事務所に設置する設備・機器は対象となりません。

Ｑ４－４：導入する設備・機器について、機器全体で平均すれば５％以上の効果が見込まれるのですが、対象になりますか。
Ａ４－４：対象になりません。
設備・機器１台（LED 照明設備の場合は一式）ごとに、５％以上の省エネルギー効果が見込まれる必要があります。
複数の設備・機器を導入する場合でも、機器全体の平均で５％以上ではなく、それぞれについて５％以上の省エネルギー効果が必要です。

Ｑ４－５：「LED 照明設備の場合は一式」とは、どの範囲を指しますか。
Ａ４－５：LED 照明設備は、設置場所単位で一式として取り扱います。
LED 照明は、設置場所の広さ等によって１台のみで機能を発揮するものもあれば、複数の照明器具で機能を発揮するものもあるため、「１台当たり」ではなく「一式」としています。
LED 照明設備「一式」の範囲は同一物件までとし、複数の施設の LED 照明設備をまとめて一式とすることはできません。

Ｑ４－６：LED 照明について、電球の交換やバイパス工事だけでも対象となりますか。
Ａ４－６：対象となりません。
LED 照明設備として更新する必要があるため、電球のみの交換やバイパス工事のみは補助対象となりません。

Ｑ４－７：エアコンの室外機のみの更新は対象となりますか。
Ａ４－７：対象となりません。
本補助金は、単体または一体として機能を発揮する設備・機器の更新を対象としています。

エアコンは室内機と室外機が一体となって機能するため、室外機のみの更新は対象となりません。

Ｑ４－８：避難誘導灯の更新は対象となりますか。
Ａ４－８：対象となります。
・光源が蛍光管である機器をＬＥＤの機器に更新する場合は、照明設備に準じて扱い、設備・機器比較証明書を不要とします。
・光源がＬＥＤである機器を、より省エネ性能の高いＬＥＤの機器に更新する場合は、設備・機器比較証明書を添付してください。その際、比較は一般電源の電力で行ってください（非常電源ではありません）。

５．補助対象経費について

Ｑ５－１：補助対象となる経費はどのようなものですか。
Ａ５－１：設備・機器の購入費、運搬費及び設置工事費が対象となります。
補助対象設備・機器の設置に伴う配線・配管や、稼働するために最低限必要となる付属品も対象となります。
ただし、設備・機器を設置する場所の整備工事・基礎工事、既存設備・機器の撤去・廃棄に要する経費等は対象となりません。

Ｑ５－２：補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。
Ａ５－２：主なものは次のとおりです。
・既存設備・機器の撤去・廃棄費用
・フロンガス回収破壊費
・リサイクル料金
・消耗品類
・見積作成費
・雑費、現場経費、諸経費
・公租公課（消費税及び地方消費税）
・一般価格や市場価格と比べて著しく高価なもの
・中古品

Ｑ５－３：見積書に「設置・撤去費用」など、複数の経費がまとめて記載されていてもよいですか。

Ａ５－３：補助対象経費と補助対象外経費を区別できるよう、内訳を分けて記載する必要があります。
例えば、「設置・撤去費用一式」のように、それぞれの金額が分からない見積書は使用できません。
販売業者又は納入業者に、設置費用と撤去費用等を分けて記載した見積書の作成を依頼してください。

Ｑ５－４：見積書が「一式（税込）」となっている場合、その金額が補助対象経費になりますか。
Ａ５－４：消費税及び地方消費税は補助対象外です。
そのため、補助対象経費は税抜額を基に算定します。
また、「一式」と記載されている場合は、補助対象経費と補助対象外経費の内訳が確認できるよう、必要な経費を明確に記載してください。

Ｑ５－５：値引き（下取りを含む）がある場合、どのように取り扱いますか。
Ａ５－５：値引き額（下取り額を含む）を反映した後の補助対象経費を基に、補助金額を算定します。
補助対象経費と補助対象外経費の両方を含む経費全体から値引きがある場合は、金額の割合に応じて、値引き額を補助対象経費から控除してください。
値引き額を反映せずに補助対象経費を算定することはできません。

６．見積書・申請について

Ｑ６－１：見積書を取得する際の注意点はありますか。
Ａ６－１：以下の①～④を全て満たしているか確認してください。
① 補助対象経費が申請に必要な金額を満たしていること
設備・機器１台（LED 照明設備の場合は一式）ごとの補助対象経費が税抜５万円以上であり、その合計額が、次の金額以上であること。
・定員３０人以上の施設：２２．５万円
・定員３０人未満の施設：１５万円
② 必要事項が記載されていること
次の事項が記載されていること。
・宛名（申請法人名）
・業者名

・見積業者の押印
・導入する設備・機器の型番

③ 補助対象経費の内訳が明確であること
補助対象経費と補助対象外経費を区別できるよう、明細を記載してください。「一式」など、内訳が分からない記載は不可となります。

④ 納入期限を確認できること
令和９年２月２６日（金）までに納入できることが確認できるよう、納入（予定）期日を記載してください。「納入日は協議のうえ決定」など、期限内に納入できることが確認できない記載は不可となります。

Ｑ６－２：見積書を取得する際の注意点はありますか。
Ａ６－２：Ａ６－１を参照してください。

Ｑ６－３：見積書に納入予定日の記載が必要ですか。
Ａ６－３：Ａ６－１を参照してください。

Ｑ６－４：複数の設備・機器を申請する場合、申請に必要な金額はどのように計算しますか。
Ａ６－４：対象となる設備・機器の補助対象経費を合計して判定します。
設備・機器１台（LED 照明設備の場合は一式）ごとの補助対象経費が税抜５万円以上であり、それらを合計した額が、
・定員 30 人以上の施設：22.5 万円以上
・定員 30 人未満の施設：15 万円以上
である必要があります。
なお、審査の結果、補助対象外経費が含まれていることが判明し、補助対象経費の合計額が上記の金額を下回った場合は、補助対象となりません。

７．変更・実績報告について

Ｑ７－１：交付決定後に、補助対象経費が増減した場合はどうすればよいですか。
Ａ７－１：補助対象経費が交付決定時と比べて 20%を超えて増減する場合は、変更申請が必要です。２０%以内の増減については、変更申請は不要です。
なお、補助金額の増額は認められません。

Ｑ７－２：交付決定後に、当初の申請内容から工事規模などを変更したい場合はどうすればよいですか。
Ａ７－２：変更が生じた場合は、事前に担当課へご相談ください。変更内容によっては、変更申請等の手続が必要となる場合があります。
市の承認を受ける必要がある変更について、承認を受けずに事業を進めた場合、補助金の交付を受けられない場合があります。

Ｑ７－３：実績報告も電子申請ですか。
Ａ７－３：実績報告も電子申請のみとなります。

Ｑ７－４：事業が予定より遅れた場合、どうすればよいですか。
Ａ７－４：令和９年２月２６日（金）までに、納品、支払及び実績報告を完了する必要があります。
納期の遅延等が申請者の責めに帰さない場合であっても、期限までに事業を完了できない場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

８．その他補助金額について

Ｑ８－１：補助対象経費の３分の２より、補助金額が少し少ないのはなぜですか。
Ａ８－１：補助金額を算定する際、1,000 円未満の端数を切り捨てるためです。
そのため、補助対象経費の３分の２を計算した際に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、その分だけ補助金額が少なくなります。